

「京都市商店街の振興に関する条例（仮称）」骨子案における市民意見の募集結果について

「京都市商店街の振興に関する条例（仮称）」骨子案について市民意見募集を実施しましたところ、60名、128件に及ぶ御意見等をいただきました。

意見募集の概要、寄せられた主な御意見の内容及び本市の考え方を取りまとめましたので、公表致します。

1 募集結果

応募者数 60名、意見数 128件

※募集期間 平成21年11月2日（月）～平成21年11月25日（水）

○ 意見を寄せられた方の属性 (単位：人)

性別	男性				女性				合計
	38				22				
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	60
	3	13	11	12	11	4	4	2	

2 主な御意見の内容（項目別）

○ 意見数の内訳

項目	件数
1 条例の目的	13
2 用語の定義	3
3 基本理念	9
4 事業者の責務	20
5 商店会の責務	17
6 商店会連合会の責務	11
7 本市の責務	8
8 市民の協力	10
9 商店街の振興に関する基本的施策	9
10 その他（商店街を含む商業の振興についてのアイデア）	28
合計	128

○ 主な御意見の内容及び本市の考え方

(1) 条例の目的

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	商店会を形成できないような地域の単独の店舗や大規模ショッピングセンターについての支援策が足りないのではないか。	商店街と同様、個々の店舗や大規模ショッピングセンターについても、本市における魅力的な商業空間の創出に寄与していると考えております。今後とも、個々の店舗の魅力向上を図るとともに、京都市商業集積ガイドプラン（平成12年6月1日施行）に基づき、適切な商業開発の誘導を行い、市内における商業分野の発展に努めます。
2	地域の発展だけでなく、他府県からも来てもらえることを目的とすべきである。	地域に必要とされる商店街であることはもちろん、市外からも足を運んでいただけるような魅力ある商店街の形成に努めます。
3	認知度がなければ、この条例は全く意味を持たない。	条例制定後、広く周知を行い、商業者、市民の皆様には条例の目的等について御理解、御協力いただけるよう努めます。
4	商店街を振興させることが地域の発展に結びつくとは思いますが、市民生活の向上に繋がるとは考え難い。	消費者の利便性の向上、地域の生活環境との調和、地域の安心及び安全の確保、環境への負荷の低減を図ることを基本理念の一つとして商店街の振興を行うこととしており、市民生活の向上に寄与するものと考えます。
5	「京都」という特性も考慮すべきである。	本市内の商店街では、地域の課題、地域の特性を踏まえて様々な事業に取り組んでおられます。地域の特性等に応じた取組を進めていただくことで、京都全体の魅力が向上し、京都らしい商店街の形成につながるものと考えます。
6	大型ショッピングセンターの進出を許しながら、このような条例を作っても商店街の振興は難しい。	本市では、都心への商業集積と都市構造に影響を与える恐れのある無秩序な商業開発の抑制を目的として、京都市商業集積ガイドプランを策定し（平成12年6月1日施行）、商業とまちづくりの方向性を示すとともに、都市構造、地域構造に与える影響が大きい商業施設について、店舗規模の上限の目安を定め、大規模な商業開発を適切に誘導しています。
7	商店街の役割について冒頭からその重要性を肯定する文言で始まっているが、地域によっては決してそうとばかりはいえない可能性もあることを考えておくべきである。	商店街の位置付けや果たす役割は地域によって様々であり、地域の人々が求める商店街の姿を的確に捉え、それらに応えることのできる商店街づくりを目指し、事業者、商店会等と連携して取り組んでいきます。

(2) 用語の定義

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	「商店街」、「商店会」という発想はわかるが、集積の度合いや位置関係がどの程度なら商店街と言えるのか、また、構成員の人数規模や経理内容がどの程度なら商店会と言えるのか、など、定義が曖昧であり、明確にする必要があるのではないか。	本市内にある商店会は、商店街振興組合法等の法律に基づいたものから任意団体まで様々であり、それぞれの形態により、構成員の人数規模や集積度合いなども異なっています。したがって、本条例では、商店街の振興を目的として活動していることをもって商店会と定義しています。
2	商店会、同連合会を設立する場合は、届出義務を課す等、京都市がその団体を認定・掌握する必要があるのではないか。	本市では、本年度、市内全商店街について国費を活用した訪問調査分析事業を実施し、商店会の実態把握を行います。また、常に商店会連合会等と連携し、本市内での商店会の設立、解散についての情報の把握に努めています。

(3) 基本理念

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	「主要な役割」とは何を指すのか明確でない。	事業者や商店会、商店会連合会等が主役となり、その他関係団体と連携し、商店街の振興に向けて主体的に取り組んでいただくことを示しています。
2	地域の生活環境の調和のなかに入るものと思われるが、景観、色彩、騒音、周辺駐車などの点についての改善も常に考慮すべきであろう。	基本理念に掲げるとおり、商店街の振興においては、御意見にあるような地域の景観や色彩、騒音問題、駐車場問題等に対しても配慮し、地域の生活環境と調和する商店街を目指していただくよう求めています。

(4) 事業者の責務

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	大型店には真似のできない品揃え、小規模な個店だからこそ可能な品揃えによって、お商売に取り組んでほしい。	商店街を含めた商業を取り巻く環境が日々変化する中で、個々の事業者が消費者のニーズを的確に捉え、それに合致する品揃えや商売のスタイルを実現していくことは非常に重要だと考えます。したがって、個々の店舗の努力が他にはない特徴を生み出し、市民や観光客を惹きつける商店街全体の魅力の創出に繋がるのが望まれます。こうした積極的かつ独創的な事業者の取組に対して、商店会、商店会連合会等が支援を実施されることはもとより、本市としても、市内の商業の魅力を高めるものとして更なる支援を行っていきたいと考えます。
2	世の中の動きにあわせて、商売のスタイルも変えていくべきである。	
3	条例ができて、その店の魅力、特徴がなければ消費者は離れていく。何よりも商店自身の努力が重要である。	
4	条例だけでなく、お店のがんばりが重要である。	
5	その店舗でしか手に入らない商品、サービスを義務づけ、商店街の魅力につなげるべきである。	

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
6	商店会に加入しないのは自由かもしれないが、商店街が栄えていくためには少しでも入って、商店街のお店全体で商店街を盛り上げていくべきではなか。	商店会への加入はあくまでも自由意思に委ねられていますが、商店会への加入店舗が増えることで、商店街の魅力向上に向け、より効果的な取組を行うことができると考えます。本市では、本条例の制定により、地域における商店街の役割の重要性を認識していただき、事業者の商店会への加入を促進していきます。
7	本条例が、商店会への未加入店舗があることが、商店街振興の妨げの一因ということであれば、「商店会への加入その他の方法により」という表現を「商店会に加入するものとし」等の加入を原則とするほうが良い。	
8	自分のお店を経営するので精一杯で、商店会への加入＝役が当たる＝面倒という理由で加入したくない事業者が多いのではないか。条例の「～に努めなければならない。」という文言にすごく重圧を感じる。	
9	商店会への加入は全ての事業者が加入していなければ意味がない。	
10	事業者は、商店会の加入などの活動だけでなく、更によりよい商店街にするために、どうすべきなのかを考えるべきである。	事業者には、商店街で事業を営む一員として、本条例の基本理念を御理解いただき、他の事業者や商店会等と協力し、より良い商店街となるよう取り組んでいただきたいと考えます。
11	自らの事業の発展および魅力の向上だけではなく、個店としても地域の住み良さの向上に努めるべきではないか。	事業者には、自らの事業の発展と魅力向上はもとより、基本理念に掲げた地域のにぎわいの創出や地域社会のきずなの強化も念頭に置き、地域の住み良さの向上に努めていただきたいと考えます。

(5) 商店会の責務

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	商店街もそこそこの時間（夜7時くらい）まで店をあけるように指導してほしい。	営業時間の変更については、事業者や商店会が、消費者ニーズに応えるため、地域の特性も考慮しながら自主的に行っていただくことが重要であると考えます。
2	条例に頼りすぎずに商店会の努力が重要である。	本条例では、商店街の魅力向上のためには、商店会の自助努力が何よりも重要だと考えており、基本理念において、商店会が創意工夫に基づき自発的に活動することにより、主要な役割
3	条例や市の支援に頼るだけでなく、商店会の努力が肝心である。	

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
4	商店会の努力がなければ、市民は便利な大規模ショッピングセンターや安価なチェーン店に流れる。	を担うことを掲げています。商店会が積極的に活動していただくことにより、活気あふれる、地域とともに発展していく商店街の形成が可能となり、そうした魅力ある取組を行っている商店会と協力し、ともに活動する事業者、関係団体等も増え、ひいては地域のにぎわいの創出やきずなの強化に繋がると考えます。
5	デパートなどの大規模店に負けない商店街の魅力の創出が必要である。	子育て支援、小学生の体験学習などの地域の課題解決や地域社会のきずなの強化にも資する活動に商店会が積極的に取り組まれることは、本市としても期待しているところであり、積極的に支援を行いたいと考えます。
6	地域コミュニティの核として、商売に加えて、子育て支援、小学生の体験学習など地域の地域活動への貢献も期待したい。	子育て支援、小学生の体験学習などの地域の課題解決や地域社会のきずなの強化にも資する活動に商店会が積極的に取り組まれることは、本市としても期待しているところであり、積極的に支援を行いたいと考えます。
7	大規模なショッピングセンターは、パートなど雇用面でも役だっている。商店会もそのような役割を作ってほしい。	商店街においても、各事業者、商店会の判断により必要に応じた雇用が創出されています。
8	入会しないと商店街で商売ができないというのではダメである。	商店会への加入は、あくまでも各事業者の自由意思に委ねられており、本条例でも努力規定としています。事業者には、商店街が地域において重要な役割を果たしていること、また自らも商店街の魅力を担っていることを御理解いただいたうえで、商店街の振興と地域の発展に向けた商店会の積極的な取組に対して、商店会へ加入いただくこと等により協力をお願いするものです。
9	他コミュニティとの交流も必要である。	他の地域の各種団体などとも交流を深めることにより、人と人とのつながり、ネットワークが構築され、その中から商店街の振興に役立つ新たな取組が創出されると考えます。
10	商店会の意思決定に地元住民や大学生の参画を義務づけ、地域をまきこんだ商店会を運営すべきである。	商店会が、地域住民や大学など関係団体と連携して様々な活動に取り組むことは商店街の振興にとっても有意義なことであり、商店会活動の意思決定に積極的に参画されることは望ましいと考えます。こうした連携は、当事者が自由意思に基づき、お互いに納得のうえで進められることで円滑な実行が可能となり、最も効果を発揮するものであると考えます。
11	商店会として買い物環境のみに留まらず地域の魅力向上に努めるべきである。	本地域の生活環境との調和、地域の安心及び安全の確保、環境への負荷の低減に努めることを本条例の基本理念の一つに掲げており、商店会はこの基本理念にのっとり、魅力ある商店街の形成に努めなければならないと考えます。

(6) 商店会連合会の責務

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	条例や市の支援に頼るだけでなく、商店会連合会の努力が肝心である。	条例や行政の支援は、魅力的な商店街を形成するための手段であり、これらをどう生かしていくかは、商店会連合会をはじめ、事業者や商店会など、実際に商売を担う方々に委ねられています。この考えを基に、本条例では、基本理念において、商店会連合会が主体的に、商店街の振興に向けて創意工夫のある活動を行うことを求めています。
2	小さい商店街も含めて連合会がまとめる役割を担うべきではないか。	本条例では、事業者や商店会が商店街の振興を目的として行う事業に対して、商店会連合会の支援を求めており、個々の事業者、商店会単位では実施することが難しい事業を商店会連合会がとりまとめて行うことは、こうした支援の一つであると捉えています。商店会連合会がまとめ役を担うことで、市内の様々な地域にある事業者や商店会が一丸となって大規模な取組を行うことが容易となり、その効果も更に大きくなると考えます。
3	自由に参加でき、年1回または2回イベントなどを各商店がもちよってするような企画を考えたほうが良いのではないか。	
4	商店会単独ではない、複合的なイベントなどの取組を検討すべきである。	
5	市の地下鉄と多数の商店街が連携している番組を見た。このような企画をどんどん行ってほしい。	
6	商店街に行きたくなる特集やイベントをどんどんやってほしい。	
7	連合会だけに責務を課すのではなく、事業者・商店会についても、連合会の責務を理解し、その活動を支援・協力していく責務を課しないと一体性を保持できないのではないか。	

(7) 本市の責務

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	商店街に対して安易にお金を出すのではなく、長い目で見て、商店街が自活していけるような手助けが望ましい。	本市では、地域のにぎわいの創出及び地域社会のきずなの強化に資することを基本理念の一つとして、長期的な視点に立って、商店会の自助努力を尊重し、商店街の自活を促すよう、補助金の支出だけにとどまらず、適切な各種支援を行っていきます。

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
2	若い人が商店街に出店する際には、出店費用や数箇月分の賃料を補助すべきである。	本市では、これまで、商店街における空き店舗対策として、新規出店者に対して店舗賃借料等を補助するなど、商店街の活性化を推進してきたところです。今後とも引き続き、商業者の育成を通じて、魅力的な商店街の形成に取り組んでいきます。
3	商店街の振興だけにとどまらず、京都市全体で行える施策を組めば良い。	本条例では、商店街の振興を中心に据えることによる地域の発展を目的としています。この目的の実現に向けて、京都市全体で実施できる取組も視野に入れて、具体的な施策を検討、実施していきます。
4	商店街に対してセーフティネットを設けて欲しい。	本市では、経営の安定に支障が生じている中小企業者について融資を行うなど、商店街をはじめとする中小企業者の資金繰りや経営向上等を図っています。
5	京都市として、商店街の振興に必要な施策の実施が努力規定となっているが、商店街の振興に必要な施策は、これまでも現に実施されているわけであり、変わり映えしないのなら意味がない。具体的な実行内容が大事である。	本市では、これまでから、商店街の振興に必要な様々な施策を実施していますが、時代の変化に伴い、商店街の抱える課題や置かれている状況も日々変化しています。こうしたなかで、商店街が時代に即した姿や役割を実現できるよう、具体的な施策の内容を変化させ、最適かつ効果的な各種支援を行っていきます。

(8) 市民の協力

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	大学のまちである京都なので、学生が自由に参加できる店舗づくりができればいい。	大学は京都の重要な資源の一つであることから、学生と事業者、商店会、商店会連合会等との連携は、京都ならではの商店街の振興手法であると捉えており、大学の専門的知識を活用することで、新たな視点からの商店街振興策の提示、実施に繋がると考えます。

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
2	市民の方々には、今までの商店街とは違うんだということをもっと大きく押しつけていけば良い。	本市と致しましては、商店街の振興には、市民・観光客の皆様方の御理解・御協力が必要不可欠であると認識しており、今後とも、事業者、商店会、商店会連合会などとも連携して、商店街の良さや特徴を積極的に全国に向け、PRしてまいります。
3	市民の理解を深めることは簡単ではないと思うので、キャッチコピーなどを掲げてやっていけば良い。	
4	商店街がにぎわうことにより、まちに活気が出て犯罪の防止になるかもしれないが、どれだけの市民がその必要性を感じているだろうか。	
5	京都市の問題、課題は京都市民の問題でもある。京都市民もボランティアとして全国規模で知名度を上げるための広告や宣伝の活動をすれば良い。	

(9) 商店街の振興に関する基本的施策

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
1	アーケードの維持管理に税金を使うのはどうかと思う。アーケードのあるところのお店が負担すべきである。	アーケード、街路灯などの維持管理に要する経費は、原則として、設置者である商店会が負担すべきものです。しかしながら、安心安全かつ快適に買物をする事ができる環境の提供という公共性の高い役割を果たし、商店街の振興はもとより、地域におけるにぎわいの創出に役立つと考えられるため、本市としましても維持管理に要する経費の一部を助成しています。
2	本市が関わる商店街内の公的施設の改善ならびにその集客力向上等の措置に努めるべきである。	
3	商店会だけ市の支援があるのはおかしい。	本市では、商店会に対する支援を行うとともに、個々の店舗等に対する創業支援や商業能力向上のための支援、企業等に対する経営相談や融資を実施するなど、様々な施策により総合的に市内商業の活性化を行っています。
4	市が支援するものと、商店会の自助努力の線引きは必要である。市の支援に頼りすぎると、結局は衰退していくことになる。	本条例では、基本理念のとおり、商店街の振興に向けて、商店会が主体的に創意工夫のある活動を行うことが重要と考えます。この基本理念にのっとり、商店会の自助努力を尊重しながら、適切な各種支援を行っています。

番号	寄せられた御意見	本市の考え方
5	商店街内にイベントスペースや憩いの広場、トイレなどの整備をすべきである。	イベントスペース、憩いの広場、トイレなどの整備は、にぎわいの創出や快適な買物環境の形成に寄与するものと考えます。これまでも、空き店舗等を活用した施設整備によって来街者のニーズに応じておられる商店会もあり、本市としましても、このような創意工夫を重ねた取組に対して支援していきます。
6	産学連携を明記してはどうか。	本条例では、基本理念において、事業者や商店会、商店会連合会が、その他関係団体と連携することを規定しており、具体的には、大学やNPO、地元自治会、企業等とともに取組を進めていくことで、新しい発想を取り入れたより効果的な商店街振興策の実施が可能になると考えています。

(10) その他（商店街を含む商業の振興についてのアイデア）

番号	寄せられた御意見
1	商店街によってはホームページを作成されているところもあると思うが、市内すべての商店街でホームページが作成され、店舗一覧、取扱商品、サービス等を見ることができれば、これまで商店街に足を運ばなかった消費者にも楽しんでもらえ、集客アップにつながるのではないかな。
2	近隣住民のお買物の場だけでは、商店街としての生き残りは難しいのではないかな。遠方から若者やお年寄りを集客できるような、集客施設・店舗の誘致に取り組んではどうか。
3	地域によって、商店街も様々である。商店街自身は、どうすれば多くの人々が商店街へ買い物にきてもらえるようになるのかな、アンケートをとってみる。
4	商店街を舞台にした映画ができると新聞で見ましたが、衰退した商店街の復興をかけて若い男女が頑張り、それを取り巻く商売人のコミカルな日常を扱ったテレビドラマなどができれば結構人気が出るかもしれない。
5	市民しんぶんの区民版に商店街の案内を掲載する。商店街のキャラクターをつくってみてはどうか。
6	若い人ほど、スーパーやコンビニで買物する傾向がある。小さい頃から、個人商店で買物する練習をしておくことによって、将来の顧客確保につなげる作戦はいかがですか。小学校などでの社会体験学習として取り入れることによって、お金を使っての買物の仕方、いろいろな商品の値段、流通の仕組、お商売への興味・関心など小学生1年生にとっては大変有意義であり、商店街の賑わい、地域の交流など地域社会にもプラスになる。
7	優先的に集客力が見込まれる店（大型店除く）を入れ、まずは客足をUPさせる。地元出身の業者を優先したり（固定資産税等の優遇）、地元一般客を優先する政策（くじ等）を実施する。

番号	寄せられた御意見
8	すべての商店街を残す（又は残る）ことは不可能。商店街として残す場所を選択し、資源を集中すべきではないか。成功している店舗のみを再編成（移転集中）して、ターゲットを決めた上で、オールスター商店街をプロデュースするのはどうか。河原町や四条通は時代遅れ。抜本的に街づくりからやり直してはどうか。せめて歩きやすくして欲しい。店舗販売には限界があるので、ネット（通信）販売にも力を入れるべき。京都市が中心となって、京都という特性を活かしたネット上のショッピングモールをつくってみるのはどうか。
9	商店街の魅力は個店の魅力に尽きる。一周遅れのレトロな感じでいくか、最先端でいくかのどちらかで中途半端な商店街はらない。
10	商店街の地域への役割というのはにぎわいだけでなく、防犯、高齢者の安否確認など、そういった公共的役割が重要である。そういう点からいうと、行政のかかわりも一定必要である。ただ、今日の経済状況及びネット販売などの販売方法の多様化、ディスカウントショップの増加などにより、旧来の商店の形態では経営は苦しいと思うが、同じ商品を売るにしてもいかに付加価値をつけて売なのか、この商店街にしかない商品構成など、安いだけでなく魅力ある商店にするよう各商店が努力していただく必要がある。
11	高齢化社会の中で、地域ごと年齢を考えた商店街が必要である。商店会に加入するのは昔であり、今は自由に商売ができる方向へと考えた方が良い。
12	商店街は、古くて薄暗いというイメージがあるので、今のままで加入店を増やすだけでは今までと一緒にしてしまうと思うので、もっと近代的に明るくきれいなイメージがつくようにガラリと内装を変えてみるなど、商店街自体を変えてみてはどうか。
13	京都の昔ながらの「和」を徹底的に作り出すとともに、新しい「和」を取り入れてほしい。
14	若者向けのお店と高齢者向けのお店を商店街内で固めて配置すれば良い。
15	祭り、イベントなどをいかして商店街の振興をすれば良い。
16	特徴がある商店街を作ったほうがおすすめである。神戸の南京街のようにまちの雰囲気に合わせて、京都の文化集中地として建設することが大事である。
17	他のまちづくりの政策との連携をと考える。イメージ作りなどのソフト戦略も大切である。
18	消費者としては、同じ商品を買うのなら、安い方のお店（大型店）で買ってしまふ。価格ではなく、内容で勝負できる飲食関係のお店なら特色を出せるが、薬局など価格での競争になってしまうお店は、いくら頑張っても繁栄できない。
19	条例の知名度をとにかく上げるべきである。京都の風情に合ったおしゃれな商店街にすべきである。
20	商店街の多くは、京都市道に面した店舗構成がなされており、そこに買い物客だけではなく、一般の歩行者を誘導できれば、商店街の活性化につながると思う。そのためには、そこを通りたくなるような地域のメインストリートになるような環境整備が必要であり、例えば、「少しでも広く道路が使えるよう商品の道路上へのはみ出しをやめる」、「雨天でも歩きやすいアーケードの設置や明るく安全な歩行空間の創造」、「営業時間の延長による歩行者の安全・安心の確保」等の取組を提案する。

番号	寄せられた御意見
2 1	<p>後継者の育成が重視されているが、いわゆる「後継ぎ」に期待するだけではなく、意欲と能力を持った新規参入者、創業者を支援する方が現実的で、効果的と考えられる。</p> <p>商店街の経営安定・改善のための指導及び支援が挙げられているが、従来型の「経営指導」はほとんどこれから期待できない。「商店街」として必要なのは来街者をひきつける魅力ある環境や行催事、サービス、そしてテナントミックスといった高度な「持続的に街をマネジメントする能力」である。そのために求められる人材や仕組みの位置づけと支援策が望まれる。</p> <p>共同施設の整備内容が旧態以前の印象を受ける。月並みな街路灯、アーケードなどは重要性をもたない。むしろ道や広場としての光や緑、アートをとり入れるような快適空間化、各商店などの照明計画を含む夜の灯りのまちなみづくりなどが重要とされる。さらにライフスタイル、少子高齢化や健康志向などを視野に入れた地域住民の生活サポート機能や文化的機能などが、これから求められる共同施設ではないか。支援すべき対象について、新時代の商店街のあり方へのメッセージが必要と考える。</p> <p>市の支援は、余り集客効果が期待できない「共同施設」に限定するより集客力のあるテナントミックス手法による新規魅力店舗やコミュニティ施設などに向けていくことも必要ではないか。その場合、支援対象者は必ずしも「商店会」のみではなく、共同事業者、民間事業者、NPOなどにも広げられてよいと思われる。国の施策もその方向にむかっている。要は、活性化効果のあるところに支援するという目の付け方が求められる。</p>
2 2	<p>従来の商店街に変化は無いとの印象である。大きな転換や変貌を期待したい。具体的には先ず条例の目的にある商店会への未加入者問題、地域との不共生問題等が根底にあると思われる。</p> <p>行政からの補助金撤廃（自立欠如、知恵・工夫の怠慢を招く）、商店街自律の人材として45歳までの意欲ある若手役員数名に刷新する、行動力を持つ者が活性化のために地域ぐるみの活動を展開する。商店会と地域の協力団体（企業、学校、病院、介護施設、NPO等）と協調、連携し、顧客ターゲットは高齢者、子供を含む弱者に向けて商店機能を駆使し独自運営する。</p> <p>公共性のあるアーケード、街路灯、駐輪場、大量のベンチ、手すり等の設置については、行政がその経費の60～70%を助成し、残りを地元負担とする。尚、各商店会役員は規模に応じて人員枠を定め、週1回程度の運営会議参加を条件に月額1人1万円程度の報酬額を一律に連合会より支給、後はボランティアで地域活性化に行動する。以上の様なイメージで透明性のある情報開示が必要である。</p>